別記様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

東広島市長　様

申請者　住　所

氏　名

事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| １.設備区分 |  |
| □太陽光発電設備(家庭用) | □太陽光発電設備(事業所用) |
| □蓄電池設備(事業所用) |  |
|  |
| ２.設置場所 |  |
| □住宅(新築・既築)　□事業所（事業所名　　　　　　　　　　　　　　　）住所：東広島市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |
| ３.設備内容 |  |  |
| 設備区分 | メーカー名・型式等 | 出力・容量等 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ※設備区分、型式等が複数ある場合は、製品ごとに設備内容を記載すること。※太陽光発電設備については設置するパネルのメーカー名・型式と公称最大出力の合計値を記載してください。また、接続するパワーコンディショナーのメーカー名・型式と定格出力を記載してください。 |
|  |
| ４.着工予定日等 |
| 着工 | 年 | 月 | 日 | ／ | 完了 | 年 | 月 | 日 |
|  |
| ５.補助対象事業費・補助金申請額 |
| 設備区分 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|  |  | 円 | a |  | 円 |
|  |  | 円 | b |  | 円 |
|  |  |  |
| 補助金申請額(a～bの合計) |  | 円(千円未満切捨て) |
| ※補助の対象となる経費は、設備の設置に係る本工事費、附帯工事費その他の太陽光発電設備の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費とする。※補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。※補助金額のうち、１千円未満の端数は切り捨てとする。【太陽光発電設備(住宅・事業所用)】補助対象経費の1/3と5万円/kW(一部人口減少区域に設置する住宅用太陽光発電設備については7万円/kWとする)×（出力容量の合計若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値）のいずれか低い金額とすること。補助対象経費　×　1/3　　　　　＝　　　　㎾(小数点以下切り捨て)×（5万円又は7万円）＝【蓄電池設備(事業所用)】補助対象経費の1/3と5万円/kWh×蓄電池容量（定格容量）のいずれか低い金額とすること。補助対象経費　×　1/3　 ＝　　　　kWh(小数点第2位以下切り捨て)×（5万円）＝ ただし、蓄電池の価格は、家庭用（20KWh未満）：12.5万円/KWh（工事費込・税抜）、業務用（20KWh以上）：11.9万円/KWh（工事費込・税抜）を上限とする。なお、太陽光発電設備(事業所用)、蓄電池設備(事業所用)設置についての補助額の上限を750万円とする。 |
|  |
| ６.太陽光発電設備設置要件確認　※太陽光発電設備を設置する場合は、記載すること。 |
| □発電量の｛　30％(住宅用)　・　50％(事業所用)　｝を自家消費可能な見込みがある。 |
| (a)発電見込み量(年) | (b)電気使用量(年) | (b)/(a) |
| kWh | kWh | ％ |
| ※付属資料として12か月分の電気使用量が確認できる書類を添付すること。 |
| 【発電見込み量計算式】3.86kWh/㎡/日　　×　0.73　×　　　　　　kW×365日×1㎾/㎡　＝　　　　　　　kWh(広島県年平均日射量)　　　（損失係数）　　（容量）　　　　　（日射強度）　　　(年間発電見込み量)  |
| 　□再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度またはFIP制度の認定を取得しない。 |
|  |